ス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額

三　第二十一条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額

前条第六項の規定により算定された割合

固有非ネットワーク需要家費

（削る）

第二十五条　沖縄電力は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額	前条の規定により整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額	前条の規定により整理された三需要種別の送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された非ネットワーク需要家費の額	前条の規定により整理された三需要種別の非ネットワーク需要家費の当該非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合	追加非ネットワーク需要家費

（削る）

第二十六条　沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

第二十七条　沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益として第三条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2　沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十四条及び第二十五条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合　送配電非関連固定費

（削る）